

新島村定住化体験住宅への入居・退室に際して

【入居前】

- ・ 入居日の何時にどの交通機関で新島着となり、何時にカギを受け取りに役場へ来られるのか役場の担当者までご連絡ください。
- ・ 交通機関が欠航などし、入居スケジュールに変更がある場合は決定後お早めにご連絡ください。

【入居時】

- ・ 新島に着いたら、役場から担当者と住宅へ向かいます。契約書の事前送付を行っていない方については、その際に担当者にお渡しください。
- ・ 退室日に退室検査を何時に行うか、担当者にお伝えください。
- ・ 住宅内の大まかな説明を担当者から受けます。

【体験期間中】

- ・ 釣りなどをされて、住宅内でお魚をさばく時は庭の外流して行ってください。
- ・ 掃除用具などは整備しておりますので、体験期間中はご自身で掃除などを行ってください。
- ・ ごみ捨ては住宅の隣に集積所がありますので、そちらに収集の曜日を必ず守って捨ててください。
- ・ シーツなどはご自身で洗濯してください。
- ・ 調味料や消耗品、その他足りないものはご自身でご購入ください。
- ・ 新島村では、毎日（年末・年始を除く）18：20 に村内放送が流れます。その他、船の欠航などの連絡でも村内放送が流れますので、ご了承ください。
- ・ 新島村には救急車がありません。急病やケガをした場合は、本村診療所 5-0083 まで連絡し、指示を仰いでください。
- ・ この体験中に何らかの事故や災害などに見舞われた場合、また、当体験住宅の設備等により事故などがあった場合についても、当村では一切責任を負いかねますのでご了承ください。

【退室時】

- ・ 入居日に役場担当者と決定した退室検査時間までには、部屋の片づけ、掃除、使用したタオル・シーツなどの洗濯を終え、ごみ捨ても行ってください。（収集日で無いものは、集積所に捨てず、玄関などに置き、役場担当者にその旨お伝えください。）
- ・ 退室検査では役場担当者が住宅内の検査をします。壊れているものや汚れたままのものが無いかなどを見回ります。
- ・ 退室検査で問題なければ、カギを役場担当者に返却し、退室となります。
- ・ 退室検査後は住宅内に留まることはできませんので、ご了承ください。

▼通常時連絡先

新島村企画財政課 体験住宅担当 04992-5-0204（担当課直通）

▼休日夜間等緊急連絡先

新島村役場 日直または宿直（そこから担当に連絡してもらうため、お待ちいただきます）04992-5-0240（代表）

▼急病・ケガなどをした場合の緊急連絡先

新島村 本村診療所 04992-5-0083